

中学校技術・家庭科 実習の指導について

中学校学習指導要領解説 技術・家庭科編（平成10年12月）P，86

3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

- 技術・家庭科における実習、実験、見学、調査・研究などの指導について配慮すること
- 初等中等教育局長通知（昭和43年2月12日文初 職題126号）
「中学校技術・家庭科における工作機械等の使用による事故の防止について」に十分配慮

学習環境の整備

項 目	具 体 的 な 配 慮 事 項 等
全般	実習室等の管理に留意 ・生徒の学習意欲を喚起するような資料や模型の掲示等の工夫
施設の 安全管理	・実習室の採光、通風や換気等に留意 ・作業動線を考慮した通路の指定 ・機械等の周囲に安全域の設置
設備の 安全管理	・機械類の定期的な点検→常時最良の状態 ・ゴム管の定期的な点検（調理室） ・屋外ポンベの管理（液化石油ガスの場合）

用具や材料の管理

項 目	具 体 的 な 配 慮 事 項 等
調理実習	・安全と衛生に留意し、食品の購入の仕方や取扱いについて具体的に指導 ・食品の保存や管理についても十分留意

- ・「用具、材料の適切な管理＝学習効果を高める、作業能率の向上、事故防止」気付かせる
- ・適切な整備や手入れ、購入や収納の仕方などを指導する

服装

項 目	具 体 的 な 配 慮 事 項 等
技術分野	・皮膚を露出しない服装が適切（機械類や刃物を使用するから）
家庭分野	・清潔でついた汚れの分かりやすい服装がよい

- ・活動しやすいもので、安全と衛生に配慮

安全指導

項 目	具 体 的 な 配 慮 事 項 等
指導の徹底	・実習室の使用規定、機械の使用に関する安全規則の作成、整備 （各学校の実情に応じて設けること、具体的な防止策を考えること）
校外での配慮	・生徒、幼児、高齢者の安全に十分な配慮 （地域での見学、調査・研究、交流等の場合）